第一項第三号に規定する国外事業所等に帰せられるべき投資資産の額は、同号の内国法人の当該事業年度の投資資産の額に、第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該内国法人の当該事業年度終了の時において保険業法に相当する外国の法令の規定により当該国外事業所等に係る同法第百十六条第一項（責任準備金）に規定する責任準備金に相当するものとして積み立てられている金額及び同法第百十七条第一項（支払備金）に規定する支払備金に相当するものとして積み立てられている金額の合計額

二　当該内国法人の当該事業年度終了の時において保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金として積み立てられている金額及び同法第百十七条第一項に規定する支払備金として積み立てられている金額の合計額

第一項第三号に規定する上回る部分に相当する金額に係る収益の額は、同号の内国法人の当該事業年度の当該国外事業所等に係る投資資産の額から前項の規定により計算した金額を控除した残額に、当該内国法人の当該事業年度の投資資産から生じた収益の額の当該内国法人の当該事業年度の投資資産の額の平均的な残高に対する割合として合理的な方法により計算した割合を乗じて計算した金額とする。

次のいずれかに該当する場合における第一項の規定の適用については、同項第三号に掲げる金額は、ないものとする。

一　第一項第三号に規定する上回る部分に相当する金額が第十六項の規定により計算した当該国外事業所等に帰せられるべき投資資産の額の百分の十以下であるとき。

二　当該事業年度の当該国外事業所等に係る投資資産の額が当該内国法人の当該事業年度の投資資産の額の百分の五以下であるとき。

三　当該国外事業所等に係る前項の規定により計算した金額が千万円以下であるとき。

前項の規定は、同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨を記載した書類及びその計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。

税務署長は、前項の書類を保存していなかつた場合においても、その保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、第十八項の規定を適用することができる。

第十六項に規定する当該事業年度の投資資産の額、第十七項に規定する当該事業年度の当該国外事業所等に係る投資資産の額及び第十八項第二号に規定する投資資産の額は、当該内国法人の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている金額によるものとする。

法第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受ける内国法人は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に当該事業年度の同条第一項に規定する国外所得金額の計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならない。

第六項第一号ロに掲げる内国法人の同号ロ⑵に規定する発生し得る危険のうちに取引の相手方の契約不履行により発生し得る危険の占める割合が著しく高い場合の同号ロ⑴及び⑵に掲げる金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第百四十二条第一項中「第四十二条の六第十二項」に、「、同法第四十二条の十一第五項」を「、同法第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に、「、同法第四十二条の十一第五項（連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額）、同法第四十二条の十一第五項」に、「国外所得金額」を「調整国外所得金額」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項に規定する当該事業年度の調整国外所得金額とは、当該事業年度の法第六十九条第一項に規定する国外所得金額から外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額を控除した金額をいう。ただし、当該金額が当該事業年度の所得金額の百分の九十に相当する金額を超える場合には、当該百分の九十に相当する金額とする。

第百四十二条第四項を削り、同条第五項中「第三項に規定する外国法人税」を「前項に規定する外国法人税」に改め、同項第二号中「国外事業所等を通じて行う事業」を「国外事業所等（法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等をいう。以下この号において同じ。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「前項」を「前条第三項」に改め、「配分される」の下に「同項に規定する」を加え、同項を同条第五項とし、同条第八項を削る。

第百四十二条の二第二項中「所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等（貸付金その他これに準ずるものの利子を含む。）を「法第六十九条第四項第六号及び第八号に掲げる国外源泉所得（」に、「同法」を「所得税法」に改め、同条第三項中「租税条約を締結している条約相手国等」を「租税条約（法第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約をいう。以下この項及び第八項第五号において同じ。）を締結している条約相手国等（租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう。以下この項及び同号において同じ。）」に改め、同条第七項第二号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等から同号に規定する本店等への支払につき当該国外事業所等の所在する国又は地域において当該支払に係る金額を課税標準として課される外国法人税の額

第百四十二条の二第八項に次の一号を加える。

五　我が国が租税条約を締結している条約相手国等において課される外国法人税の額のうち、当該租税条約の規定（当該外国法人税の軽減又は免除に関する規定に限る。）により当該条約相手国等において課することができることとされる額を超える部分に相当する金額又は免除することとされる額に相当する金額

第百四十二条の二の次に次の一条を加える。

（地方法人税控除限度額）

第百四十二条の三　法第六十九条第二項（外国税額の控除）に規定する地方法人税控除限度額として政令で定める金額は、地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）第三条第一項（外国税額の控除限度額の計算）の規定により計算した金額（第百四十四条第六項及び第七項（繰越控除限度額等）において「地方法人税の控除限度額」という。）とする。

第百四十三条中「第九条の七第四項」を「第九条の七第六項」に、「第四十八条の十三第五項」を「第四十八条の十三第七項」に改める。

第百四十四条第五項中「国税の控除限度額」を「法人税の控除限度額」に改め、同条第六項各号中「国税の控除限度額」を「法人税の控除限度額及び地方法人税の控除限度額の合計額」に改め、同条第七項中「国税の控除限度額及び地方税の控除限度額の」を「法人税の控除限度額、地方法人税の控除限度額及び地方税の控除限度額の」に改める。

第百四十五条第四項中「又は同令第四十八条の十三第二項」の下に「（同令第五十七条の二（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を、「みなされる金額」の下に「（当該適用を受けることができる事業年度の前条第五項に規定する法人税の控除限度額と第百四十二条の三（地方法人税控除限度額）に規定する地方法人税の控除限度額との合計額から当該適用を受けることができる事業年度の控除対象外国法人税の額を控除した残額に相当する金額を除く。）」を加え、「（当該控除限度超過額のうちに第一項の規定により当該適用を受けることができる事業年度の国税の控除余裕額に充てられることとなるものがある場合には、当該充てられることとなる部分を除く。）」を削り、同条の次に次の十四条を加える。

（国外事業所等に帰せられるべき所得）

第百四十五条の二　法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する国外にある恒久的施設に相当するものその他の政令で定めるものは、我が国が租税条約（法第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約をいい、恒久的施設に相当するものに関する定めを有するものに限る。以下この項において同じ。）を締結している条約相手国等（租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう。以下この項において同じ。）については当該租税条約の条約相手国等内にある当該租税条約に定める恒久的施設に相当するものをいい、その他の国又は地域については当該国又は地域にある恒久的施設に相当するものをいう。

2　法第六十九条第四項第一号に規定する本店、支店、工場その他これらに準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第二条第十二号の十八イ（定義）に規定する事業を行う一定の場所に相当するもの

二　法第二条第十二号の十八ロに規定する建設作業等を行う場所（当該建設作業等を含む。）に相当するもの

三　法第二条第十二号の十八ハに規定する自己のために契約を締結する権限のある者に相当する者

四　前三号に掲げるものに準ずるもの